

## 子彈庫楚帛書辺文訳註

池澤 優

### はじめに

本稿は1942年に湖南省長沙市子彈庫楚墓から盗掘された、いわゆる“楚帛書”（楚縞書、本稿においては子彈庫帛書と呼ぶ）の一部、周囲の十二の図像に配された短い文（本稿では辺文と呼ぶ）の譯注である。子彈庫帛書は中央に天地逆に配された二つの文（各々八行文、十三行文と呼ぶ。詳細については下述）と辺文からなるが、このうち八行文に関してはかつて訳註を発表した（池澤、2002。以下、前稿と略称）。帛書の詳細に関しては、そちらを参照頂きたい。

子彈庫帛書の発見と構成について、最小限必要なことを述べておくなら、1942年に子彈庫墓（M365（73長子M1）墓）から盗掘され、地元の古物収集家であった蔡季襄の収藏となり、1946年に蔡の依頼を受けたアメリカ人コックス（John H. Cox）によりアメリカに渡り、1966年に収藏家サックラー（A. M. Sackler）が購入、現在サックラー博物館の所蔵となっている（詳しくは李零、1994参照）。帛書が発見された子彈庫墓は1973年に考古發掘され、戰國中期から晚期にかけての中型墓（一椁二棺、木椁は長3.06m、幅1.85m、高1.33m、墓底は深さ7.42m）であることが明らかになった（湖南省博物館、1974）。

サックラーが購入するまで、帛書はメトロポリタン博物館に保管されていたが、その保存状態は極めて劣悪であり、現物に大きなダメージを与えた（出土後、蔡季襄は職人に帛書の復元と表装を行わせたが、それが正確でなかったという要因もある）。そのため、現物は公開されず、研究は写真、特に1961年にバーナードの薦めでメトロポリタン美術館が撮影した赤外線写真（バーナード、1973、6頁）と、1940年代にフリーア美術館が撮影したカラー写真をもとに行われている。それらによるなら、帛書は全体がおよそ48cm×40cmで、四隅に各々白・黒・青・赤で彩色された樹木の絵が（白は輪郭のみを描くことで表現される）、四邊には一邊ごとに三つの怪物像が頭を内側に向けて描かれ、その傍らに二種類の短い文字が配される。中央には二種類の長文が、一方は八行で、もう一方は十三行で、天地逆に書かれている。研究者はこれらの文章について様々な呼び名を付しているが、筆者は前稿において、中央の二つの文章をそれぞれ八行文、十三行文、周囲の短い文章をあわせて辺文と名付けることを提唱した（池澤、2002、508頁）。

帛書は戰国時代の楚の独自の文字（楚文字）で書かれており、また、その内容も他に類例を見ない程独自のものである。楚文字による出土文献の中でも最も早く発見されたため、相当な先行研究があり、また近年の包山楚墓竹簡、郭店楚墓竹簡、上海博物館藏竹簡などの出土によって相当読みやすくなったとはいえ、あまりにも内容が独自であるために、充分に利用されていない嫌いがある。帛書の中の八行文・十三行文の内容の詳細については、前稿ならびに別途発表する予

定の訳註に譲るが、一口で言うなら、八行文は宇宙と時間の創出を語る神話である。創造は三段階にわたる漸進的过程であり、先ず、日月が存在しなかった時代、霍戯という神的存在が天體の運行と大地の區畫を生み出し、その四人の子を相交代させることで四季の区分ができた。次に、日月が生成された時に、天地が傾くという問題が生じた。そこで、炎帝（天帝）が祝融と四神に命じて、天地を固定させることで、日月（十日十二月）の運動が可能になった。最後に、共工が十日（十個の太陽）の交替を確立し、昼夜の区分が画定された。十三行文は、それとは逆に、暦と天文の失調によりもたらされる災禍と、その原因、および災禍から救済されるための方法が論じられる。最初に「季」、次に「徳匿」という大災害が論じられ、それらが日月星辰の運行が逸脱するために生じること、それを避けるためには「恭敬」にして天の動きを正せば（具体的には暦の設定をいうのであろう）、天の災いにもかかわらず、神からの恩寵が降されるのであって、神々に対する敬虔な祭祀が重要であることが論じられる。

つまり、子彈庫帛書のメインテーマは時間であり、八行文は現に存在するような時間秩序の創造を、十三行文はその秩序の崩壊を語るという形で対応している。その中で特徴的なのは、天一神一民（人）から成る三元的な宇宙構造認識であり、恩寵と災いの根源は天（天の神）にあるとしても、それは神（地の神）の媒介を経て人間世界にもたらされるのであり、従って天の降した災いも、神との交流によって好転させる可能性があるとことが主張されているのである。このような“仲介者”に救済における枢要な位置を付与する思想は、おそらく現実に神と人の間の“仲介者”として機能していた（あるいは、そのように自己主張していた）宗教者の意識を反映すると考えることが可能である。子彈庫帛書は、戦国時代の宗教者（職業的宗教専門家）の宇宙認識と時間認識を伝えてくれる、希有の文献なのである（詳しくは、池澤、1998、2000、2002aを参照されたい）。

さて、子彈庫帛書辺文の構成と内容に関して概論するなら、既に言及したように、帛書の四辺には一辺あたり三つの怪物の像が描かれ（従って全部で十二の像）、怪物像の左側の内側（頭に近い所）には三文字が、外側（足に近い所）には二・三行の文章が記される。文字の向きは四邊それぞれで異なる（怪物像は頭を内側に向けるのに対し、文字は辺と平行に書かれる）。これらの十二の文と像はそれぞれ十二ヶ月を表すことが、早い時点から研究者の共通認識になってきた。即ち、李學勤（1960）が論じるように、内側の三文字（「取于下」「女牝武」「秉司春」「余取女」「欲出晦」「獻司夏」「倉莫得」「臧口口」「玄司秋」「易口義」「姑分長」「蒼司冬」）の最初の一文字は、『爾雅』釋天・月陽で「正月爲陬、二月爲如、三月爲竅、四月爲余、五月爲皋、六月爲且、七月爲相、八月爲壯、九月爲玄、十月爲陽、十一月爲辜、十二月爲涂」として挙げられる「月の別名」（『爾雅』郭璞注）と概ね一致することから、三文字の文は十二ヶ月の一種の表題であると考えられている（但し、後述するように、その内容は殆ど分かっていない）。そして、この各月を表す文字（「取」「女」「秉」……）は、怪物像の足下の二・三行の文の冒頭にも現れる（「曰取…」「曰女…」「曰秉…」……）から、この二・三行の文は各月を描写したものと言える（具体的には、各月の禁忌を述べたもの）。これらの文字に配される怪物像は、各々の月の神、または各月を象徴するような特徴を図像化したもの（えとのようなもの）と判断できる。

つまり、辺文は一月から十二月までの十二ヶ条で構成され、各々が三文字の「題」、二・三行の「文」、図像からなる。十三行文を右側に置いた場合、右上に位置する「取」月から始まり、

時計回りに回転する配置する構成になっていることになる。これを表示するなら、次のようになる（『爾雅』ならびに通常の夏暦、楚暦と対照させた）。

	辺題	爾雅	夏暦	楚暦
春	←青木			
	I 取于下	陬	建寅 一月	四月 刑戻
	II 女 扱武	如	建卯 二月	五月 夏戻
	III 秉司春	竊	建辰 三月	六月 直月
夏	←赤木			
	IV 余取女	余	建巳 四月	七月 夏柰
	V 欲出暭	皋	建午 五月	八月 八月
	VI 獻司夏	且	建未 六月	九月 九月
秋	←白木			
	VII 倉莫得	相	建申 七月	十月 十月
	VIII 痞□□	壯	建酉 八月	十一月 貞月
	IX 玄司秋	玄	建戌 九月	十二月 獻馬
冬	←黒木			
	X 易□義	陽	建亥 十月	一月 冬柰
	XI 姑分長	辜	建子 十一月	二月 屈柰
	XII 荎司冬	涂	建丑 十二月	三月 遠柰

四隅の樹木が青・赤・白・黒で彩色されていることは、五行説による色彩配置と一致すること（但し、帛書に現れる五色配当は完全に五行説と一致するわけではない。前稿、543～545頁参照）から、帛書の四辺は各々春夏秋冬に相応すると見ることができる。このことは、各辺の最後の月（III、VI、IX、XII月）の題が各々「秉司春」、「獻司夏」、「玄司秋」、「蒚司冬」と記されており、春夏秋冬の最終月が各季節を「司」る構造であることからも推定できよう（ただ、「司」るとはどういうことを意味するのかは不明である）。帛書自体が一年の時間サイクルを表明しているのであり、辺文がそのことを端的に表しているのである。

### 凡例・参照文献

以下、子彈庫帛書辺文の釋讀を、釋文、日本語譯、註釋の順に掲げるが、主となる体例は前稿と同じである。『爾雅』において正月とされる「取」月を首とし、以下時計回りで十二月に至るまで、辺題、文の順で釋文と訓讀を掲げるが、それがいわゆる夏暦とは異なるという主張があることに配慮し、ローマ数字で各月を表示した。八行文・十三行文に見られた方格（□、分段記號）は辺文においても存在するが、漫滅により確認できないIII、IX、X、XII月を除き、全て文末にあるので、各月の中で分段を行う必要性はない。釋文においては、最初に原文ができる限り忠實に楷書に直したものあげ、次にそれに相當する現行字を（）内に挙げた。欠損漫滅している字は□で示し（欠字が存するか疑義がある場合には団で表す）、内容から復元した字は〔 〕内に表示、重文、合文記号は「ミ」により表示した。

訓説においては、文意を補った場合は（）で、言葉を説明した場合は（=）として表示した。注釈において諸家の字説を引用する際、原字を字體から別字に解釋している場合は「=」、音通で解釋する場合は「→」、字義を示す場合は「：」などの記号を使用した。

先行研究のリストについては、前稿で網羅的なものを発表したので、本稿では引用する文献および前稿で漏れた文献のみを以下に挙げた。また、バーナード（1973）以前の議論を詳細に取り上げることはあまり意味がないので、特に必要がある場合以外は言及しない。

- 蔡季襄，1944，『晚周繪書考證』，石印本。
- 陳夢家，（1962），「戰國楚帛書考」，『考古學報』1984-2。
- 商承祚，1964，「戰國楚帛書述略」，『文物』1964-9。
- 林巳奈夫，1964，「長沙出土戰國楚帛書考」，『東方學報』36。
- 林巳奈夫，1966，「長沙出土戰國楚帛書考補正」，『東方學報』37。
- 林巳奈夫，1967，「中國古代の神巫」，『東方學報』38。
- 嚴一萍，1968，「楚繪書新考」，『中國文字』26～28。
- Barnard, Noel, 1973, *The Chu Silkmanuscript: Translation and Commentary*, Monograph on Far Eastern History No.5, Department of Far Eastern History, Australian National University, Canberra.
- 曾憲通，1980，「楚月名初探」，『中山大學學報』（社會科學版）1980-1。
- 陳邦懷，1981，「戰國楚帛書文字考證」，『古文字研究』五。
- 饒宗頤・曾憲通，1985，『楚帛書』，中華書局香港分局。
- 李零，1985，『長沙子彈庫戰國楚帛書研究』，中華書局。
- 曹錦炎，1985，「楚帛書・月令篇通釋」，『江漢考古』1985-1。
- 何琳儀，1886，「長沙楚帛書通釋」，『江漢考古』1986-1・2。
- 高明，1986，「楚繪書研究」，『古文字研究』12。
- 李零，1988，「長沙子彈庫戰國楚帛書研究補正」，中國古文字研究會十周年學術研討會（『古文字研究』第二〇輯，2000）。
- 何琳儀，1889，「長沙楚帛書通釋校補」，『江漢考古』1989-4。
- 連劭名，1990，「長沙楚帛書與卦氣說」，『考古』1990-9。
- 李零，1990，「楚帛書目驗記」，『文物天地』1990-6
- 朱德熙，1992，「長沙帛書考釋」，『古文字研究』19。
- 饒宗頤・曾憲通，1993，「長沙子彈庫楚帛書研究」，『楚地出土文獻三種研究』，中華書局。
- 李零，1993，『中國方術考』，人民中國出版社（第三章）。
- 曾憲通，1993，『長沙帛書文字編』，中華書局。
- 李學勤，1994，『簡帛佚籍與學術史』，時報文化，臺北。
- 劉信芳，1994，「中國最早的物候曆月名：楚帛書月名及神祇研究」，『中華文史論叢』53。
- 滕壬生，1995，『楚系簡帛文字篇』，湖北教育出版社。
- 劉信芳，1996，「楚帛書解詁」，『中國文字』新廿一期。
- Li Ling (李零) and Cook, Constance, 1999, "Translation of the Chu Silk Manuscript", Constance Cook and John Major ed. *Defining Chu: Image and Reality in Ancient China*, University of Hawaii

Press.

- 陳茂仁, 1999, 「由楚帛書置圖方式論其性質」, 『先秦兩漢論叢』第一輯。
- 曾憲通, 1999, 「楚帛書文字新訂」, 『中国文字研究』第一輯。
- 張光裕, 1999, 『郭店楚簡文字編』, 藝文印書館。
- 池澤優, 2000, 「古代中國の祭祀における“仲介者”の要素——戰國楚の卜筮祭禱記錄竹簡・子彈庫楚帛書と『絶地天通』神話を中心に」, 田中文雄ほか編『道教の教団と儀礼』, 雄山閣。
- 陳久金, 2001, 『帛書及古典天文史料注析與研究』(第二章「子彈庫《楚帛書》注譯」, 第七章「長沙子彈庫帛書反映出的先秦南方民族的天文曆法」), 萬卷樓圖書公司。
- 謝光輝, 2002, 「楚帛書“畿邑”“畿室”解」, 『古文字研究』第二十四輯。
- 白于藍, 2002, 「釋“歛”」, 『古文字研究』第二十四輯。
- 曾憲通, 2002, 「楚帛書神話系統試説」, 『曾憲通學術文集』, 仙頭大学出版社。
- 劉信芳, 2002, 『子彈庫楚墓出土文献研究』, 藝文印書館。
- 池澤優, 2002, 「子彈庫楚帛書八行文譯註」, 郭店楚簡研究会編『楚地出土資料と中國古代文化』, 汲古書院。
- 池澤優, 2002a, 「宗教理論における新出土資料——聖俗論と仲介者概念を中心に」, 『中國出土資料研究』第六号。

注釈で諸説を引用する場合, 煩擾を避けるため, 原則として頁数は記載しない。また当該著者の関係論文が一本しかなく, 混同の恐れがない場合は出版年も省略する。更に饒宗頤, 林巳奈夫, 李零, 何琳儀, 劉信芳, 曾憲通の諸氏は複数の著作があるが, 帛書の通釈としてはそれぞれ, 饒宗頤(1985), 林巳奈夫(1964), 李零(1985), 何琳儀(1986), 劉信芳(2002)を主著と見ることができ, これらについては出版年を省略する(曾憲通の著作は通釈ではないので省略しない)。

## I 月

【題】取于下。

【文】曰，取，乙（斂）則至，不可召（以）以上第一行口殺。壬子・商（丙）子凶。乍（作）以上第二行口北征，筮（率）又（有）咎，武口以上第三行匱（其）辭（歇？）。口以上第四行

【訓讀】曰く、取、斂<sup>つばめ</sup>則ち至る。以て口殺すべからず。壬子・丙子は凶。口北征をなせば、率(師)に咎有り、武口は其れ歛せん(義未詳)。

「取于下」 既に論じたように、「取」は『爾雅』釋天の「陬」に同定される。下の「于下」について, 李學勤(1987a)は「取」月の神名(即ち, 図像の名)とする。林巳奈夫(1967, 201頁)は「取」が(月名ではなく)当該月の運勢を支配する神の名であり, 下二文字はその司掌を表すとし, 「下に于(往)く」と解する。李零(1988)も月神の職司であるとし, 「于下」は「攝提」の義とする。何琳儀も「下に在るを主る」と訳すことから, 月の司職と考えていることが分かる。一方, 陳夢家は「取于下」全体が月名であると考え, 李零も英訳(Li and Cook 1999)で「下に取る」と訳して, その見方を採用している。劉信芳(1994)もこの一句は「連

読できる」とし、「取」→「獺」で、「夏小正」正月「獺獻魚」に關係するという理解を示した後、「取于」→「驕虞」で、『詩』驕虞の毛伝「驕虞，義獸也，白虎黑文，不食生物，有至信之德則應之」，『山海經』海內北經「林氏國有珍獸，大若虎……名曰驕吾」の驕虞・驕吾に相当すると言う。必ずしも明瞭ではないが、正月を象徴する物候が獺、それを「抽象化」したのが驕虞で、「取于下」はそれを表す名前と捉えるのであろう（但し「下」について言及はない）。バーナードが言うように、「取」が「陬」と同定されるにしても、直ちにこの一句の意味や図像との關係が明らかになるわけではない。

「取」 正月を「陬」と表現する文言には『爾雅』以外に、『楚辭』離騷「攝提貞於孟陬兮」，『漢書』律曆志「其後三苗亂德，而閏餘乖次，孟陬殄滅，攝提失方」，劉向伝「昔孔子對魯哀公……故曆失攝提失方，孟陬無紀」（饒宗頤は孔子の語の出典は『大戴礼』用兵であり、そこでは「鄒大無紀」に作ると指摘する），『說文』敘「粵在永元困頓之年，孟陬之月」，『史記』曆書「太初元年，年名“焉逢攝提格”，月名“畢聚”」（『索隱』「聚音娵」），『尚書考靈曜』「旃蒙攝提格之歲，畢娵之月」（『玉燭寶典』卷一引），『周禮』哲族氏「十有二月之號」注「月謂從娵至茶」などがある。饒宗頤は「陬」には陬隅（『說文』「陬，阪隅也」），陬訾（十二次の一つ、郝懿行『爾雅義疏』中之四）の二義があるとし、月名の「陬」がどちらに由来するか明言を避けるが、李學勤（1987）は後者であると明言する。

かつて帛書が依拠する暦が夏正なのか、周正なのか（つまり「取」月が建寅の月なのか、建子の月なのか）という議論があった。後者を主張したのが林巳奈夫（1964），バーナードである。その後、李學勤（1960），饒宗頤，曾憲通（1980），李零（1985）などは、その月名が『爾雅』のそれと一致することを根拠に夏正とし、殆ど異論はなかった。しかし、陳久金のみは周正説を維持している。根拠は林巳奈夫の場合と同じであり、第一に周正と考えればIII・VI・IX・XI月が各々夏正の正月・三月・六月・九月であることになり、各季節の孟月が四季を「司」ることになって辻褷があること、第二に辯文の基本性格を『禮記』月令と同じであると考え、帛書が夏正であるとすると月令と矛盾する記載が多いが、周正と考えればその多くが解消できるというものである。前者については、そのように配当すると、四隅の木の色彩が五行説とはずれることになるという問題がある。後者は辯文全体の性格を考える上で重要であるので、本稿末尾で別途論じる予定であるが、辯文が月令に類するか否かというような解釈に関わる議論は文献に対する基礎的な理解を確立した上でなされるべきであり、帛書の各辯が四季に対応する蓋然性が高い以上、「取」月=孟春=夏正正月と解する方が説得力がある。但し、ここから楚暦は「取」月=孟春を歳首としたと結論する曾憲通（1980, p. 102）の議論は穩当を欠くと思われる。というのは、回転させながら読む帛書の形式は、夏正の一～三月が春と把握されたことを示すのみで、どこから始まるかは示唆していないからである。

「乙則至」 第一字を饒宗頤は「乙」と釋し、『爾雅』釋鳥「燕燕，鶗」，『詩』邶風・燕燕「燕燕于飛」毛伝「燕燕，鶗也」，『說文』「乙，玄鳥（段注は「燕燕乙鳥」を作る），齊魯謂之乙，取其鳴自呼（段注「諱」），象形。……鶗，乙或从鳥」，即ち燕と理解する。バーナード，李零，高明，曾憲通（1993, 1頁），曹錦炎，劉信芳はそれに従う。そして燕が至るとは、『禮記』月令「仲春之月……玄鳥至，至之日，以大牢祠于高禫，…」と同じことで、ただ伝承の差異により一ヶ月の差が生じたのだとする。これに対し、曹錦炎・劉信芳は楚国は南方

なので、燕が飛来する時期に違いがあるのだとし、バーナードは“もし燕が来るなら……してはならない”と下句に連続させて読み、月令と矛盾しないとする。燕を二月の物候とするのは、『左伝』昭公十七年「玄鳥氏、司分也」杜注「玄鳥、燕也。以春分來，秋分去」、『逸周書』時訓解「春分之日，玄鳥至，……玄鳥不至，婦人不[孕]」、『大戴礼』夏小正・二月「來降燕乃睇」伝「燕，乙也」などがあり、周知のように、出産と結びつけられることが多い。

これに対し、朱徳熙は「雲(云)」と釋し（説はない）、陳久金は二月の来燕が月令と合わないことを理由に、「乙」→「雁」と釋して、月令九月の「鴻雁來賓」に相当するとし、李学勤も同じ理由で「巳」=「犯」と釋し、下句に連讀して“侵犯（征伐）して目的地に至るも、敵を殺すことはできない”と読む。何琳儀も「巳」と釋しつつも、「範」と読み、『説文』「範，軾也」を根拠に出行の際の祭り（いわゆる祖祭）と理解する（“祖祭を行ってから出かけるべきであって…”の義）。李零（1988）はこの説も併記する。これについては次のように考えられる。先ず、帛書該字「乙」は「乙」と近似しつつも、頭の部分を強調する点で明瞭な区別があり、次に「巳」と釋する根拠とされる璽印・顎君啓節・中山円壺で「て」に作るのも異なり（但し、個別には近似する例もある。滕壬生、542頁「邵」字、1022頁「𩫑」字、張光裕、313頁「節」字参照），また「云」字は郭店楚簡「縕衣」35簡にあるが（マ）、やはり字形が異なる。「乙」と釈するのが穩当である。

連劭名は帛書辺文の十二ヶ月の描写が卦氣説（易の六十四卦を二十四節季に配当して災異を占う基準とする、前漢の孟喜・京房の説）に基づくことを前提にし、I月「取」は小過の卦に相当する（『呂氏春秋』論威・高誘注に「過，猶取也」とあることを根拠とする）とした上で、「乙則至」とは小過の卦辞に「飛鳥遺之音，不宜上，宜下，大吉」とあるのに一致し、即ち“燕が飛び降る”の意味で、辺題に「于下」というのもそれを表すとする。連氏の解説は他の月についても同じ方法論に基づき、II月は隨卦、III月は革卦、IV月は旅卦、というように各月ごとに相当する卦をアイデンティファイし、そこから帛書を解釈していくというものであるが、何故卦氣説が前提とされなければならないか論証されないだけでなく、幾つか候補のある卦から何故特定のものが選択されるのか（例えば、I月は小過、蒙、益、漸、泰の中から小過が選択される）、明瞭ではない。その説を繁雑であるので、以下、帛書辺文を解釈する上で有益であるものを除き、引用しない。

「不可口口殺」 第四字目を李零は「又」に従う字とするが、残画は「ヰ」のように見える。五文字目を李零は『説文』「殺」古文、侯馬盟書と字形が類似することを根拠に「殺」と釋し、以来、高明、李学勤、劉信芳など殆どの研究者がそれに従うが、何琳儀は「𦗔」と釋し、三体石經との字体の類似から「𦗔」字（『説文』「楚人謂卜問吉凶曰𦗔」）であるとする。上句から続けるなら、祖祭を行ったら（直ちに）出發し、その吉凶を占ってはならない、の意味にとるのであるが、1989年の校補では「𦗔」→「殺」と読むことを妥当とする。いずれにせよ郭店楚簡『老子』丙篇7簡「是樂殺人」、9簡「古(故)殺[人][衆]」（今本31章）に該字はあり、「殺」と釋すことに疑問はない。李零ほか、ここは正月には殺生をしてはならないの義で、月令・孟春や睡虎地『日書』の文言と同趣旨とする。前者については、例えば「母覆巢、母殺孩蟲…」を挙げることができるが、後者について李学勤が挙げる「春三月甲乙、不

可以殺, …」は春夏秋冬それぞれに「不可以殺」の日があるということだから、ここの主旨と一致しない。

「壬子・丙子凶」 楚文字の「丙」は一般に「口」に従う（膝壬生, 1058頁）。その下の「子」字について、饒宗頤（1993, 292頁）は朱点を加えるという。確かに蔡季襄の摹本では「子」字全体が朱で覆われており、カラー写真ではそこのみが明るいことが確認できる。しかし、それがオリジナルの状態であるのか、そうだとして何を意味するのかは分からぬ。李零は『漢書』藝文志・易類「古五子」十八篇。自甲子至壬子, 説易陰陽, 劉向『別録』「自甲子至壬子, 凡五子, 故號曰五子」（『初學記』卷二十一引）を引いて、「壬子・丙子」が術数家の「五子」説を背景にするもので、その内容は『管子』五行, 『淮南子』天文訓にいう、一年をおのの甲子（木）・丙子（火）・戊子（土）・庚子（金）・壬子（水）で始まる七十二日間の五季に分けるというものであったとする。李学勤はその説を継承しつつ、ここで壬子が丙子に先行するのは睡虎地『日書』「壬子, 甲子, 丙子, 戊子, 庚子」（乙229壹）と同じであると指摘し、下句に続けて、壬子・丙子は凶であるから北征すべからずの意味とする。何琳儀も『淮南子』天文訓の五子の説を参照するが、その「壬子干丙子, 霽」の文言によつて、「壬子・丙子凶作」で句読する（しかし、1989年の校補で撤回する）。これに対し、陳久金は「殷夏以子子卯日亡也」（『漢書』王莽伝）、「蒼頡以丙日死也」（『論衡』譏日篇）のために壬子・丙子が凶とされたのだという。しかし、ここは正月に限定して壬子・丙子が凶と理解するべきであろう。それが五子説に基づくとしても、なぜ凶なのかは理解できない。「五子」の語は九店楚簡『日書』にも見え（37～40下「凡五子, 不可召(以)僕(作)大事, 不城(成), 必毀丌(其)廷, 又(有)大咎, 口丌(其)身, 僵(長)子受丌(其)咎, ……」），それは『管子』に言うような五子説ではなく、五子, 五卯, 五亥それぞれの禁忌を言うものである。この「壬子・丙子, 凶」が五子の説と関係するとしても、それは『日書』のような内容と思われる。

「乍口北征, 霽又咎」 「鼈」字をバーナードは「率」と釋し（字形は禹鼎, 包山楚簡と同じ。饒宗頤, 1993, 335頁, 膝壬生, 947頁），以降、それを語首助詞と解する何琳儀を除いて、饒宗頤, 高明, 李零, 劉信芳は「帥」（軍を率領する者）と理解する（『説文』「衛, 將衛也。」『荀子』富國「將率不能則兵弱」注「率與帥同」）。もっとも字のままで「率帥」の義と解することも可能であろう。正月の北征が凶である理由について、饒宗頤は『論衡』難歲篇に見える太歲占に相当するとする（難歲篇「『移徙法』曰, 徒抵太歲凶, 負太歲亦凶。……假令太歲在甲子, 天下之人, 皆不得南北徙, 起宅嫁娶, 亦皆避之。」また、『荀子』儒效篇「武王誅紂也, 行之日以兵忌, 東面而迎太歲」楊倞注「『尸子』曰, 武王伐紂, 魚辛諫曰, 歲在北方, 不北征, 武王不從。」）。しかし、太歲の位置は正月において必ずしも固定していないことを考えると、李学勤・陳久金が楚は南国であるから、外征は必然的に北方になると言うのが一理ある。

「武口団丌歎」 李学勤以外は四行目「丌」の上に一文字の存在を認める。李零（1988）は「武」は『淮南子』時則訓「還乃賞軍率武」注「武, 勇者功名也」の意味とする。

「歎」について、朱徳熙は馬王堆帛書『陰陽五行』甲篇の「鵠茅屋而堦之, 大兌」（陳松長編『馬王堆帛書芸術』, 1996, 14頁）の「鵠」と同字とし、その左旁が『汗簡』, 戰国印文

の「曷」字に類似することから、「歛」と釋す。朱氏によれば、「曷」要素の標準的な字形は『汗簡』で「𠂔」（「渴」「葛」「羯」「蝎」「竭」「碣」など）、印文で「𠂔」（『古璽文編』222頁「歛」、272頁「渴」、127頁「竭」、258頁「竭」など）であり、その淵源は金文の「𦗩」字（『金文編』1202頁）に求めることができるのであって、「𠂔」→「𦗩」→「𠂔」の順に変化したというわけである。以降、その釈は概ね継承され、饒宗頤（1993、335頁）は「歛」=「遏」、何琳儀（1989）は「歛」=「揭」（何氏は1986年の論稿では「歛」=「攢」：「持」と釋していた）と読む。

一方、この字は郭店楚簡『緇衣』（「句(苟)又(有)車必見其𦗩，句(苟)又(有)衣必見𠂔(其)幣(歛)」、40簡）と『語叢四』（「車𦗩之莖醑，不見江沽(湖)之水」、10簡）にも見える。『郭店楚簡竹簡』は朱徳熙の釋に基づき、「歛」→「彊」→「第」（車輪の覆い）と理解し、同書所収の裘錫圭の案語は「歛」→「蓋」と理解する（136、218頁）。これに対し白于藍は前者の普通は無理があるし、後者は蓋がじやまで江湖が見えないというのは辻褄が合わないとして斥け、字を「歛」（「呂」「酉」「爻」から成る。「呂」は声符）と認識した上で、普通で「轍」（車の前覆い。『爾雅』釋器）と読む。

どちらの説にしても、欠文のために、この句における「𦗩」の意味は不明とするのであるが、白氏の指摘するように朱説には不確かな点も存するものの、それを完全に否定するには至っていないと思われる。というのは李零は郭店の事例について「歛」→「轍」と理解し（『郭店楚簡校讎記』、2002、46、65頁、及び『上博楚簡三篇校讎記』2002、59頁），それでも一応意味は通るからである。

## II月

【題】女(如)牝(必)武。

【文】曰，女(如)，可呂(以)出市(師)，篋(敦・築)邑。以上第一行不可呂(以)彖(嫁)女，取臣[妾]，以上第二行不火得，不成。□以上第三行

【訓讀】曰く、女、以て師を出し、邑を築くべし。以て女(娘)を嫁し、臣妾を取るべからず、火(?)得せず、成らず。

「女牝武」 二月の月名は『爾雅』には「如」に作る。その意味について饒宗頤は『爾雅』李巡注、孫炎注、郝懿行疏を引くが、新訂版（1993、339頁）では二十八宿中の女宿であり（もっとも、その根拠は提示しない）、睡虎地『日書』官篇「十二月、婺女、祠・賈市・取妻、吉。生子、三月死、母晨」（乙105壹）は後文にいう「不可以彖(致)女」と一致するという（335頁）。劉信芳は『大戴礼』夏小正・三月「田鼠化爲鴟」伝「鴟，鶡也」を根拠に、「如(女)」は「鴟」（うづらの一種）であり、二月の物候であったが、夏小正とは一ヶ月のズレがあるとする。

第二字目（ヰ）について、饒宗頤は「七」と「戈」に従うと見て、普通で「庀」：「具」、「庀武」は武事に備えることと理解し、李零は嚴一萍に従い「此」と釋し、「女此武」は武事を挙げができるといった意味だとする。饒宗頤（1993、335頁）もそれに従い、「此武」は『史記』天官書「(大淵獻歲，歲陰在亥) 起師旅，其率必武」に類似し、月が女宿に

当たる時は“此に在りて必ず武あり”の意味だと考える。一方、林巳奈夫は「才」の音と考へて「材」(1967, 201頁), 何琳儀も「扱」と釋し(「戈」は声符)「材」と読んで、材幹・武勇の義とする(『史記』韓信伝「上以韓信材武」)。この字の左旁は楚文字の一般的の「才」と少し異なるが、郭店楚簡の出土により「扱」の釋が正しいことが明らかになった。即ち、この文字と全く同構の字が『唐虞之道』「扱正元(其)身, 然(然)后正世」(3簡), 「聖者不才(在)上, 天下扱壞」(28簡)にあり、この文字に酷似する字(𠂇)は『忠信之道』「至信女(如)皆(時), 扱至而不結」(2簡)や『語叢三』(16, 60簡)に見られる。ここから、この二つの字(𠂇と扱)が同字であることに疑問の余地はなく、『郭店楚墓校讀記』(96頁)において李零が「七」声で「必」に通じるとするのが至当であろう。よって、「女扱武」は「如, 必武」であり、饒宗頤が指摘した『史記』天官書の文言と同じような意味(必ず武あり)である可能性は高いといわざるを得ない。

「曰, 女, 可召出市, 篴邑」 「市」字は各氏「師」と解することで異論はない。「篴」については、嚴一萍、饒宗頤、李零は『説文』古文・『汗簡』・『古文四声韻』と字形が近いことから「篴」と釋し、何琳儀は『禮記』王制「興事任力」注「事謂篴邑盧宿市也」(疏「篴邑則篴城也」), 『淮南子』時則訓・仲秋「可以篴城郭・建都邑」を引く。これに対し、曹錦炎・謝光輝は「敦(敦)」(正確には「竹」に従う「敦」の繁形)と釋し、『詩』北門「王事敦我」、常武「鋪敦淮濱」(『釋文』「敦, 韓詩云迫」)を引いて、「迫」「撻」(征伐)の義とする。この点は辺文VII月(牘)の「篴室」の解釈と関係する。「篴」を「篴」と釋す場合は「篴室」で問題ないが、「敦室」と読む説では「室」を財産としての意味であると解し、「室」は邑を含むから、「敦邑」と「敦室」は本質的に同じことだと考える。

「篴」=「敦」とする説は字形上の根拠が確かであるが、それは「篴」と読む説を否定するには至らないと思われる。というのは、郭店楚簡には「筭」字があり、言うまでもなく「篴」の意味で用いられている(『老子』甲24簡, 『五行』33簡, 『唐虞之道』9簡, 『性自命出』55簡)が、『窮達以時』4簡の「斁(擇)板(版)筭而差(佐)天子」は池田知久監修『郭店楚簡の研究(一)』(大東文化大学郭店楚簡研究班, 1999, 76頁)が言うように、『説苑』雜言篇「釋(擇)版篴, 而立佐天子」に相当するものであり、「筭」=「篴」と考えざるをえない。とするなら、「篴」=「敦」には「篴」の義があったことになる。

「不可召象女, 取臣[妾]」 「象」字を饒宗頤・李零・李学勤・何琳儀・劉信芳は「家」=「嫁」と釋す。朱德熙は望山一号墓17簡に「壘」に作ることを根拠に、「至」の声で「致」に通じるとし、饒氏新訂版はそれに従う(1993, 335頁)。郭店楚簡では該字は明らかに「家」であり(例えば『老子』乙16簡「攸之象」は今本五四章「修之於家」に作る), 「嫁女」と理解することに疑いはない。

「臣」下の字は上半しか残っていないが、V月の「爲臣妾」と較べても、林巳奈夫・バーナード以来、「妾」とすることで問題はない。「臣妾」を陳邦懷は男女の奴隸と解し(『書』費誓・伝「役人賤者, 男曰臣, 女曰妾」), 李零・曹錦炎は『史記』龜策列伝「卜有賣若買臣妾馬牛」に相当すると考えるが、何琳儀・劉信芳は「取」=「娶」として上文「嫁女」に相対するものと理解する。

「不火得, 不成」 二字目について、「亦」に釋すのがバーナード、曹錦炎、劉信芳、「火」

とするのが饒宗頤、何琳儀（1989, 52頁）、朱德熙、曾憲通（1993, 10頁）、「夾」：「兼」とするのが高明、李零、李學勤、何琳儀、陳久金である。饒宗頤は『春秋元命包』『火之爲言委隨也』に基づき、臣妾を獲得しても委隨（従順）ならず、得てもうまくいかないと読むが、新訂版（1993, 270, 335頁）では『左伝』昭公十七年「梓慎曰、…火出，於夏爲三月……。鄭裨竈言於子產曰、宋衛陳鄭，將同日火，若我用瓘璧玉瓚，鄭必不火」を引いて、昔は大火（心宿の星辰、さそり座アンタレス）が出てから焼畑をしたのであり、「不火、得不成」は二月にはまだ焼畑を行うべきではなく、（行っても？）主命は成就しない、の義とする（「得」については説明がない）。「夾」とする説の内、李零は普通で「兼」と理解し、何琳儀は「在左右曰夾」（『儀禮』既夕・注）から「兼」の義になるとするが、言うところは明晰を欠く。なお李學勤は「夾」は補佐の義とするが、どう読むのか示さない。さて、「亦」字は「夾」に作り（張光裕、47頁参照）、「夾」字は「亦」に作る（滕壬生、781頁）のに対し、この字は「夾」に作り、上部の横画の書き方が異なる。これを郭店楚簡『唐虞之道』10簡の「火」字（夾）と比較するなら、完全に同じとは言えないものの、その近似性は明らかであろう。但し、饒宗頤の理解ではこの一句を読むことができず、上文とも連続しない。よって字は「火」と釋し、存疑とする。

「成」字を李零は「感」の古文（要するに「咸」）=「憾」とするが、「咸」字は他に有り（滕壬生、101頁、張光裕、120頁）、また、これと同じ字は『忠信之道』7簡「群勿（物）皆成」にあるが、李零も「成」と釋すことに反対していない（『郭店楚簡校讀記』、100頁）。劉信芳は上文の「不可以嫁女」を受けて「不成」は夫婦の礼が成就しないことと解する。曹錦炎は「不成」は「不可以嫁女」を受け、「不火得」（氏は「不亦得」と解す）は「不可以…取臣妾」を受けるとする。そこまでも厳密に考えなくても、「嫁女、取臣妾」が成就しないという意味であろう。

### 三月

【題】秉司春。

【文】[曰]，[秉]…。…以上第一行…妻畜生(牲)分口…。以上第二行

「秉司春」 三月は『爾雅』釋天では「炳」、饒宗頤は『釋文』『廣韻』に「窩」を作り、『爾雅』孫炎注（『玉燭宝典』引）には「柄」と説明し、これと「秉」は音通で、「斗秉」（北斗の柄、『史記』天官書）を指すとする（1993, 270, 292, 295頁）。しかし、それが何故三月の月名でなければならないのか、説明できないようである。劉信芳は「秉」→「炳」=「炳」：「明」とした上で、『禮記』月令・季春「句者畢出，萌者盡達」によって東方（春）の神である句芒の別名は句萌であると推測し、「秉」は句芒のことであるとする。

「司春」について、饒宗頤は『漢書』魏相伝「東方之神太皞，秉震執規以司春」と同じとするが、帛書では各季節の最終月がその季節を「司」るのが独自なのであり、曾憲通（1980, 100頁）はこの点について、各季節の季月（最終月）を以て四季を表すという構造が「四季」という語彙の濫觴になったとする。

「妻畜生分口」 三月の文ではわずかに五文字が認識できるのみである。「分」下の字を何琳儀、

劉信芳、曹錦炎は「女」とするが、上部が残るのみで、何の字であるか特定は無理だと思う。その下には更に字の痕跡と思われるものが残る。同様の痕跡は「分」の右にも認められ、この部分が一行目ではないことは推測できる。

「妻」字について、李零は欠釋とする（1988では「貞」）が、曾憲通（1985、262頁）以来「妻」と釋すことほぼ問題はない。但し、饒宗頤は「妻」＝「棲」で飼うの意味とし（この説は饒氏1993にはない）、劉信芳も睡虎地『日書』甲127簡「聚畜生」に近い意味と認める。これに対し、李零、高明、何琳儀（1989）は「生」＝「牲」として、「妻」の下で句とする。饒宗頤が引用する睡虎地『日書』稷辰「秀……利見人及畜畜生…」（甲32簡）の例は、ここ「畜」を動詞として理解することが可能なことを示すものである。陳久金のみは「畜生分」を牲畜が妊娠して、つがいが分かれることと解す。

#### IV月

【題】余取(娶)女。

【文】[曰]，余，[不][可]㠭(以)乍(作)大事。少旱(?)丌(其)以上第一行□団龍丌(其)□。取(娶)女爲邦笑(笑)。□以上第二行

【訓讀】曰く、余、以て大事を作すべからず。少旱(?)其れ□団龍は其れ□（義未詳、祭祀を言う？）。女を娶れば、邦の笑いとならん（義未詳）。

「余取女」　ここは『爾雅』も「余」を作る。饒宗頤は『詩』小明の鄭箋に「除」、『爾雅』李巡注、孫炎注が「舒」で説明することを根拠に、その意味は万物發舒であるとする。劉信芳は「余」を普通で「蛇」と読み、IV月の図（単首双身の蛇）を『大戴礼』夏小正の「鳴蜮」に比定し、その正体は蜥蜴、『山海經』北山經の「肥遺」と同じものであるとする。「取」を林巳奈夫（1967、202頁）、饒宗頤、何琳儀が「娶」とするのは下文「取(娶)女」から考えて相当可能性があると言える。

「[曰]，余，[不][可]㠭乍大事」　IV月の文は一行目は「㠭」以下しか残らず（「余」字はかろうじて左端のみが残る）、二行目は「丌」字までとそれ以下では行の向きがずれている。二行目「龍」の上の字の左には残画かと思われる墨痕があり、表装の時に位置がずれた可能性がある（但し、二行目「丌」字の下で断裂しているようには見えない）。辺文の体例に依れば、一行目「余」の上には「曰」が存在したはずであり（XII月の条で論じるように、この「曰」字はXII月辺文の右側に誤って貼り込まれている）、よって二行目冒頭にももう一文字の欠落があると推測される。

「大事」について、李零は『禮記』月令・仲春「毋作大事，以妨農之事」（注「大事，兵役之屬」）を引き、曹錦炎は『呂氏春秋』仲春「毋作大事，以妨農功」の高誘注「大事，兵戈征伐也」を引いて、軍役を言うとするが、何琳儀、李學勤は『左傳』成公十三年「國之大事在祀與戎」、月令・季夏「毋舉大事」注「大事，興徭役以有爲」などを引いて、大衆動員一般を指すとする。「大事」は『日書』にも頻出し（乙14簡「不可以作大事」など）、月令・仲秋「凡舉大事」注「事，謂興土功，合諸侯，舉兵衆也」を見ても、多くの要素を含んでいること、辺文XI月に言うようのが「大事」であると推測できる。

「少旱丌口団龍丌口」 「旱」字を嚴一萍は「杲」と釋し、「少杲」は少皞（少昊）のこととし、何琳儀、曹錦炎はその説を継承する。曹氏は特に下文の「句龍」を后土と同一視し『左伝』昭公二十九年「共工在大皞後…其子句龍，能平水土」，『国語』魯語上「共工氏之伯九有也，其子曰后土，能平水土」，この一句は「少昊其帝，句龍（后土）其神」であると推測，曾憲通（2002）はそれに従う。言うまでもなく『禮記』月令・中央土「其帝黃帝，其神后土」，孟秋「其帝少皞，其神蓐収」に相当するものとするのだが、その説は分かりにくいでなく、月令で秋の帝とするのとどう関係させるのか不明である。一方、商承祚は該字を「杲」と釋して、『楚辭』遠遊「陽杲杲其未光兮」（朝陽が白々として未だ輝かない）の意味とし、曾憲通（1993，44頁）はその説を引く。饒宗頤は両説を融合させ、ここは少昊の意味であるが、少昊の名はもともと「杲」に由来し、夏の陽光がまだ盛りには至らないことを言うのだとする。そう考えたとしても、この一句の理解を深めることにならないようである。他に高明、李学勤も「杲」と釋すが説はない。これに対し、朱德熙、連劭名は「旱」と釋し、特に劉信芳は旧説（1996）で「杲」としていたのを新説（2002）で「旱」に訂正する。確かにかつてバーナードが指摘したように、該字の下半は楚文字の「木」とは全く異なり、帛書八行文四行目の「櫟」字の旁に近似する。

「龍」上の一字を嚴一萍は「句」と釋し、何琳儀、曹錦炎は従う。しかし、この状態で字をアイデンティファイすることはそもそも不可能であろう。当然、文意は不明であるが、旱害における何らかの祭祀のようなことを述べたのかもしれない。月令・仲夏に「命有司爲民祈祀山川百源，大雩帝」，『左伝』桓公五年「龍見而雩」とある。

「取女爲邦笑」 「取」字は多くの研究者が考える如く「娶」ということで問題はない。最後の一字は「艸」と「犬」に従うことは明らかだが、饒宗頤・曾憲通（1985）は「笑」→「汰」：「墜」で、娶れば墜邦の恐れありと読み、李零は『集韻』によって「疑」の古文：「定」と見て、陳久金はそれに従う（娶れば邦を安定させる）。何琳儀は「笑」=「莽」（从「艸」と从「𦵹」は同じ）→「芒」：「滅」「亡」で、輕蔑の義（娶れば邦の輕蔑するところとなる）とし、劉信芳は「笑」=「莽」→「嫫」（黃帝の時の有名な醜女）として、娶れば醜女であろうと読んだ。饒宗頤の新訂版（1993，271，337頁）は「笑」=「莽」→「茂」（この月に娶れば子孫繁栄）と「笑」=「畎」：法度（この月に娶るのを邦の決まりとする）の二説を併記している。連劭名は「犬」ではなく「友」に従うとし、「福」の義とする（娶れば邦の福たり）が、「友」に従うと考えるべき根拠は示さない。

一方、曹錦炎はこの字を「笑」と釋し、朱德熙は馬王堆帛書『老子』乙・『縱橫家書』の「笑」字（「竹」と「犬」に従う）との類似性から「笑」と釋した上で、普通で「莽」→「墓」とし、『周禮』墓大夫にいうところの「邦墓」であるとした（娶れば死ぬ、ということと思われる）。更に曾憲通（1993，44頁）は銀雀山漢簡の事例を追加して、「笑」字の書き方は「笑」と「笑」の二系統があったのであり、ここは「邦の笑いとなる」と訓すべきことを論じ、李学勤はそれに従う。最終的に「笑」の釋が正しいことを示したのが郭店楚簡であって、この字と同じものと認識できるのが『老子』乙9・10簡「下士昏（聞）道，大笑（笑），弗笑（笑），不足以爲道矣」（今本四十一章），『性自命出』22簡「笑（笑），禮之淺澤也」，24簡「晤（聞）笑（笑）聖（聲）」にあり、曾憲通（1999），李零（1999），劉信芳の新説（2002）が言うように、いず

れも「笑」の釋を正当化するものである。よって、この部分は娶れば邦の笑いとなるであろうという意味であって、IV月の婚姻を不吉とするものと考えざるを得ない。これはIV月が「余取(娶)女」とされることとは矛盾するように思えるが、それについては不明とするほかはない。

## V月

【題】欲出暭。

【文】曰， 欲， 鳩(鳶)盜(率)口得㠭(以)匿， 不以上第一行見月才(在)口□， 不可㠭(以)享以上第二行祀， 凶。取(娶)口□， 爲臣妾。□以上第三行

【訓讀】曰く、 欲、 鳌率口し以て匿るを得（あるいは鳶率（師）以て匿るを得ず）、 月の口□に在るを見ず（義未詳）、 以て享祀すべからず、 凶なり。□□を娶れば、 臣妾と爲らん。

「欲出暭」 V月月名は『爾雅』は「皋」を作る。「欲」を饒宗頤、何琳儀は「呴」の繁文とし、饒氏ならびに曹錦炎は「皋」と同音通假とする。「欲」「呴」は越王勾践劍（『金文編』、622頁、張光裕・曹錦炎『東周鳥篆文字編』、1994、59～60頁）、包山楚簡（膝壬生、108頁）に見える。また饒氏はV月の図像（一身三頭）について、『山海經』大荒西經「大荒之山、日月所入，有人焉三面，是顙頷之子，三面一臂…」、『禮記』月令・仲夏「其帝炎帝，其神祝融」から、祝融を表すものとし、祝融とは光り輝く（昭明）ということだから「出暭」の義に近いとする。祝融は帛書八行文第二段落の主神の一人なので興味深い解釈であるが、三頭の図像を祝融と結びつける根拠は薄弱である。劉信芳は「欲」→「鳩」で、『大戴礼』夏小正・五月「鳩爲鷹」とあるから五月の鳩は物候で、更に『方言』第八「鳩，自關而東，周鄭之郊，韓魏之都，謂之鵠鶡」と言うから「皋」に通じるとする。

「暭」は下半部が壊れている印象があるが、釋には問題はない。何琳儀は『説文』「暭，且明也」（段注は「且明也」）で理解し、饒宗頤はそれに基づき「曙」と読み、李零は「暭」と読んで、下文「盜師不得以匿」（「鳶盜口得㠭匿」を李零はこう理解する）に対応すると考える（「出暭」は出でて暭るの義。Li and Cook 1999）。李学勤は「暑」として理解、連劭名は「署」として、「出署」は夏至の時に役人が休暇を得ることを言うのだとする。いずれも推量に終始する印象は否めない。

「曰， 欲， 鳶盜口得㠭匿」 「盜」字はI月にあったのと同じである。「鳶」字を饒宗頤は「戩」と釋し、VII月「梟」字（饒氏は「梟」と釋す）の繁体であって、「梟」は斬首倒懸の義である（『説文』「梟，到首也。賈侍中說，此斷首到縣县字」）から、「梟磔」の「梟」字と同義であり、こここの「梟」は「勇健」の意味（『淮南子』原道訓・高誘注）であるとする。李零も「戩」と釋すが、音通で「盜」、「得」の上を「不」と推測して（これは相当の可能性がある），盜師（盜賊の長）は藏匿するを得ずと読み、陳久金はそれに従う。他に連劭名も「戩」と釋すが、説はない。しかし、何琳儀（1989）、曾憲通（1993、101頁）が指摘するように字は明らかに「鳥」に従うもので、「鳶」＝「鳶」と釋すべきである。但し、それをどう読むかは研究者によってかなりの分岐がある。何琳儀は「鳶」は「弋」の要素を声符として取り込むことで「鳶」となったのであり、『説文』の「鳶」：鷲鳥（猛禽）に相当すると言うが、「鳶

率(師)」は「梶將」のようなものという饒宗頤の解釈を維持している（何琳儀『戦国古文字典』、1998、1034頁参照）。曾憲通は鳶は撃殺の鳥であるから「鳶率(師)」は攻撃に長けた軍のこととし、饒宗頤(1993、337頁)は「鳶」→「禍」で「禍率(帥)」を“帥に禍す”と読み、劉信芳は「鳶率」は「蟋蟀」で、月令・季夏に「蟋蟀居壁」という物候であるとするが、「鳶」を「蟋」と解すべき根拠は論じない（「率」＝「蟀」は可能である）。ここは「鳶」に関わる自然現象を言うか、軍事を言うのか、決めがたい。

「不見月才口□，不可㠭享祀，凶」 「才」下の一字は上半のみを残し、「得」のようにも見えるが、確定はできない。この部分は饒宗頤は「鳶筮(帥)口得。㠭匿，不見。月在□……」と句読し、「匿」は十三行文に言う「徳匿(側慝)」（天象と暦にズレが生じ、月が朔日に東方に現れること）で、故に祭祀を行うべからず、と下文に続ける。李零は欠文二字は星宿の名であろうと推測し、更に陳久金は「昴北」と復元する（『開元占經』「月在昴北，天下有福」に依る）。星宿の名というのは可能性がある。

「取□□，爲臣妾」 李学勤は「取(娶)女子，爲臣妾」と復元し、睡虎地『日書』乙247簡「凡己巳生勿舉，不利父母，男子爲人臣，女子爲人妾」の如きものとする。後者についてはその通りであるが、「取」下の一字は上部の一部が残っており、「女」であるとは思えない。

## VI月

【題】戱司顙(夏)。

【文】曰，戱，不可出帀(師)，水帀(師)不遑(復)，丌(其)□以上第一行丌(其)遑(復)，爭ニ(至干)它。大□，不可㠭(以)享。□以上第二行

【訓讀】曰く、戱、師を出すべからず。水師は復らず、其れ□其れ復れば、它に至らん。大□、以て享するべからず。

「戱司顙」 VI月の月名は『爾雅』に「且」を作る。周知のように楚文字の「戱」は「且」の意味で用いられる（例えば帛書八行文一行目「乃取(娶)戱(且)遷(徙)」）。李零、陳久金は「戱」（且）→「狙」で猿の類であり（『広雅』「猱，狙，獮猴也」），それはVI月の図像を指すとする。確かに辺題一文字目の月名と図像は関係していると推測するのが穩当であるが、それがどのような関係なのかは明らかになっていない。劉信芳は司夏の神は祝融であるべきで（『禮記』月令・季夏「其帝炎帝，其神祝融」），「戱(且)」と「祝」の音は近いが、帛書では祝融は四季神を統括する存在であり（八行文第二段落），単なる司夏神ではない，これは祝融は元は司夏神であったが、楚人はそれを祖先神としたため、四季神の上に昇格させ、代わりに「戱」という存在で置き換えたのではないかと推測している。

「曰，戱，不可出帀，水帀不遑」 VI月の辺文は第一行六字目「帀」と七字目「水」，第二行六字目と七字目「不」の間で大きくずれており、とりわけ四・五・六字目は左側に纖維がよれている。「水」字を曹錦炎は「出」とするが、どう見ても「水」である。「遑」字は旁の部分が損壊しているが、第二行二字目の「遑」と較べるなら、「遑」である可能性は相当高いと言えるであろう。李零(1990)は目検により、この字は二つの別の字であり、片方（右?）は「又」に従うように見え、もう片方は「危」に従うかどうか不明と言うが、赤外線写真では

「爻」に従うことは明瞭であるだけでなく、「又」の要素があるようには思えない。

この部分を李零、何琳儀(1989)、陳久金らは六月には出軍すべからず、特に水師（水軍）は不利であると読むが、饒宗頤(1993)は「水、師不復(復)」と句読して、「水」は「行水」（睡虎地『日書』甲4簡貳「交日……行々(行、行)水、吉」）理解し、更に六月は十二支では未にあたり、二十八宿では井・鬼に相当、『史記』天官書に「東井爲水事」（『集解』「晉灼曰、東井主水事」）とあって、ここに「水」を言うのはこれと関係すると言う（1993、337頁）。「刀口刀復，爭=它，大口，不可昌享」「丂」下の一字（第一行最終字）を嚴一萍、何琳儀、李學勤、李零(1988)、陳久金は「敗」、饒宗頤(1993)は「敵」＝「昏」：明るくないこと、曹錦炎は「邦」と釋す。字の右が「爻」であることは確かで、「敗」と釋せば文義は通るが、左側は「貝」より複雑な構成に見える。

「爭」には合文記号があり、その下の字（「丂」）はバーナード、饒宗頤、李零、何琳儀、劉信芳、曹錦炎、陳久金は「丂(其)」と釋し、李學勤は「它」と釋す。字は他の「丂」とは全く似ず、「它」に近いが、李零(1988)が言うように、この部分は字が傾いているのであり、その意味では「丂」の可能性も充分にある。但し、それを考慮に入れたとしても、この字は「匚」のような形であることになり、帛書の他の「丂」字が「元」であるのに比較して、上部の横画が一つしかない。確かに楚文字の「丂」字には「元」に作るものがある（藤生、373頁）が、帛書の場合は上部に二横画があることで例外はない。また二横画の内の一つが漫滅しているように見えない。以上から「它」の方が可能性が高いと考える。「它に至る」は不明であるが、たとえ軍隊が敵国から離脱しても、他所へ行き、本国へはたどり着かないということかもしれない。

その下の字（「大」）は字の左半分が損壊しており、饒宗頤、李零(1988)、曾憲通(1993、6頁)、劉信芳は「下」、バーナード、何琳儀は「大」と釋す。「下」であるなら右側の二本の斜画はより平行に近いものであるはずである。その下の欠文を曹錦炎は「凶」と補うが、特に根拠があるわけではないらしい。

この部分を、饒宗頤は「其敵(昏)其復，至于其下。口，不可以享」と復元し、上文から続けて『史記』天官書の質星（鬼宿中央の星）のことを言ったものとする。即ち天官書「輿鬼、鬼祠事、中白者爲質，……誅成質」の『正義』に「中一星爲積屍，一名質，主喪死祠祀，……質欲其沒不明，明則兵起，大臣誅，下人死之」とあり、質星が「昏」ければ吉で、軍は戻り、その命運は其の下（下人）にも及ぶという意味と解したのである（1993、337頁）。但し、帛書は「質」星に全く言及しないから、あまり説得力はない。また、陳久金は「其敗其覆…」と読んで、月令・孟夏の「母起土功，毋發大衆」に相当するもの（つまり帛書VI月は夏曆四月に相当する）と主張する。しかし、劉信芳が指摘するように、月令・季夏にも「不可以興土功，不可以合諸侯，不可以起兵動衆，毋舉大事以搖養氣」とある。

## VII月

【題】倉莫得。

【文】曰、倉，不可昌(以)川(穿)，[又?] (有)大不以上第一行訓(順)于邦，又(有)梟内(入)于卡々(上下)。口以上第二行

【訓讀】曰く、倉、以て川(穿)つべからず、大不順の邦に有り、梟の上下に入ること有らん。

「倉莫得」 七月の月名は『爾雅』では「相」、高明、何琳儀は「倉」と通仮すると言う。劉信芳は七月の物候は鷹であり（月令・孟秋「鷹乃祭鳥」），その図像の二つの角は鷹の羽冠を強調したものであるとする。そして、帛書の「倉」は「鶴」であり、『埤雅』釋鳥によれば三歳の鷹を「鶴鷹」と言い、『爾雅』の「相」は「鶴」であり、「鶴」の別名は「鶴」であって（洪興祖『楚辭補注』大招）、『左伝』昭公十七年・杜注「鶴鳩、鷹也」と言うから、共に鷹の意味になり得るとする。この議論は七月の月神=鷹という結論を引き出すための牽強付会の印象がぬぐえない。

「莫」は下半部の大部分が欠落するが、郭店楚簡の例から見て疑い得ない（張光裕、355頁参照）。「莫得」を林巳奈夫（1967、202頁）、李零（Li and Cook 1999）は「得る莫し」と読む。

「曰、倉、不可㠭川」 何琳儀を除く殆どの研究者が「不可以川口」で句とする。「川」の釋は疑う余地がないが、それでは意味が通らない。バーナードは商承祚や饒宗頤の旧説によって「川」='巡'と理解する。饒宗頤は『説文』「川、貫穿通流水也。虞書曰、濬く𠂇距（段注「垣」）川、言深く𠂇之水、會爲川也」、「容、深通水也、……濬、容或从水。濬，古文容」によって「容(濬)」と読み、何琳儀、李學勤、李零（1988）、劉信芳は同じく『説文』により「穿」と読む。共に水利土木を行うべからずと理解するわけである。曹錦炎は“大河を涉るべからず”の如き義とし、陳久金は「川」→「遄」で、下句に続けて、急いで動くと社会の安定に宜しくないということとする。ここは「穿」と読む多数意見で通ると思われる。

「[又?]大不訓于邦」 「順」字を、饒宗頤は「訢」：「欣樂」と釋したが、李零、何琳儀、曹錦炎、劉信芳は「訓」：「順」と釋し、饒氏改訂版（1993）もそれに従う。楚文字の「訓」は一般に「言」と「𠂇」に従い（膝壬生、186頁、張光裕、371頁。但し個別には「川」に従うものもある）、天星觀楚簡「少又(有)不訓(順)」、「尚自利訓(順)」（膝氏所引）、郭店楚簡『性自命出』27簡「兀(其)出内(入)也訓(順)」、『尊德義』39簡「凡達(動)民必訓(順)民心」など、「順」の義で用いる（『廣雅』釋詁「訓、…順也」）。また、睡虎地『日書』甲正3貳「百事順成」を九店楚簡『日書』26簡に「百事訓城(成)」に作ることを劉信芳は指摘する。よって諸氏はこの部分を“大いに邦に順ならず”と読むのであるが、何琳儀のみは「口大不訓、于邦又須」と句読する。「大」上の一字は上部の二縦画を残して欠落するが、その残画を下文の「又」と比較して、やはり「又」である可能性があると思われる。その場合は“大不訓(順)が邦に起る”と読むことができよう。

「又梟内于ヰ」 V月の条で触れたように、饒宗頤、曾憲通（1985）は「梟」と釋して「梟」の義とし、『歲時広記』卷二十三「荊楚歲時記云、聞之、當喚(捩の誤?)狗耳、又曰、鴟大如鳩、惡聲、飛入人家、不祥、其肉美、堪爲炙」とあるように、梟は凶兆であったためとする（「狗耳を捩る」とは妖鳥の怪異に対する対抗儀礼である。守屋美都雄『荊楚歲時記』、1978、50頁）。李零、陳久金は「梟」→「盜」と理解、林巳奈夫、バーナード、何琳儀、曹錦炎は「須」と釋し、林氏は「又(有)須」を『易』帰妹の六三の爻辞と同じで、「待つ」の意味とする（1967、202頁）。何氏は『方言』第三に「襠裂、須捷、挾斯、敗也。南楚凡人貧、衣被醜弊、謂之須捷、或謂之襠裂」とあることを根拠に「敗」に通じるとし、「内」字を「宋(妖)」と釋

して，“邦に敗あり，上下に妖あり”と読む。曹氏は下の「内」を「納」の意味で，邦国には不利であるため上下の国々（大国・小国）に納貢しなければならないと読む。これに対し，かつて李棟は直接「梟」と釋し（嚴一萍所引），曾憲通（1993，75頁）は字が「鳥」と「木」に従うことを論証した。「鳥」に従う他の楚文字の例から見ても，この字が「鳥」の省文に従うことには疑い得ない（滕壬生，316～318頁）。曾氏ならびに李学勤は『説文』に「梟，不孝鳥也，日至補梟磔之」と言うように，楚人は梟を不祥の鳥とし，そのためそれを捕まえて供犧とする風習が存在したのである（『漢書』郊祀志「祠黃帝，用一梟，破鏡」注「梟，鳥名，食母。破鏡，獸名，食父。黃帝欲絕其類，使百吏祠皆用之」），下文「上下」は上下の神を指し，梟を上下の神に供えることと解する。可能な解釈ではあるが，上文との繋がりが失われる嫌いがある。劉信芳は「梟」→「蜩」と理解し（根拠は『品物図考』「鴟，一名梟」，『廣雅』「鴟，雕也」から，「梟」＝「鴟」＝「雕」→「蜩」となるというもの），『大戴礼』夏小正・七月「寒蟬鳴」という物候に相当すると言うが，鳥を虫の類に変換するのは無理が多い。何琳儀（1989）が梟は惡鳥と捉えられ，「有梟」は凶兆ありということとするのが無理がない。あるいは『詩』瞻卬「懿厥哲婦，爲梟爲鴟」鄭箋「梟鴟，惡聲之鳥，喻襃姒之言無善」によれば，「梟」は讒言・惡言の類を表しており，ここも上下問わず惡言がはびこることとしても理解できよう。

## VIII月

【題】臧（臧）□□。

【文】曰，[臧]，[不?]可㠭（以）築（築）室。不以上第一行可㠭（以）[出?] [帀?]（師），昧（瘠）不復（復），  
凡（其）以上第二行邦又（有）大蹻（亂）。取（娶）女，凶。□以上第三行

【訓讀】曰く，臧，以て室を築くべからず。以て師を出す（？）べからず，瘠みて復らず，其れ邦に大亂有らん。女を娶るは凶なり。

「臧□□」「臧」は林巳奈夫，商承祚，バーナードらが印文の「臧」字が「口」に従うこと（『古璽文編』71頁）から「臧」と釋して以来，異論はない。『爾雅』は「壯」に作り，高明，曹錦炎は「臧」「壯」は同音通假すると言う。劉信芳は『説文』「臧，善也」によって「臧」：「善」「良」であり，それは八月の物候の丹良（『大戴礼』夏小正・八月「丹鳥羞白鳥」伝「丹鳥也者謂丹良也」）に当たると言うが，強引な議論である。

二字目を饒宗頤は「𠂔」と「大」に従うと見なし，李零は「埶」と釋し（『説文』「社」の古文「社」の旁と似ることを根拠とする），何琳儀（1989）はそれに従って「埶」と理解し，陳久金も「埶」＝「社」として秋社の祭祀を言うものとする（八月の秋社については『太平御覽』卷七二六「荊楚歲時記曰，秋分以牲祠社」，『四民月令』八月「是月也，以祠太社之日……」など）。曹錦炎は「虫」と釋すが，根拠は挙げない。しかし，この字はどういう構造なのかが根本的に不明であり，欠釋とする他はないであろう。

「曰，[臧]，[不?]可㠭築室」「可」上の欠字について，バーナード，饒宗頤，李零，何琳儀は「不」と推測する。この字は上部の一横画が残っており，「不」字と矛盾しない。劉信芳は「不」を認めず，『禮記』月令・仲秋「是月也，可以築城郭，建都邑」と同趣旨とする。

「𦥑(築)室」についてはⅡ月参照。

「不可[㠭][出?]口[帀?], 脍不復, 丌邦又大翻。取女, 凶」 「不可」と「𦥑」の間の三文字の欠文については、バーナード、饒宗頤(1993)、何琳儀は「不可[㠭][出][帀]」と復元し(何琳儀1989は取り消す)、李零(1988, 1990)は「不可[㠭][乍](作), [不]𦥑不復」と推測する。わずかな残画からみて、どちらでも可能であるが、暫定的に前者を採用する。

「𦥑」字を、高明は「脯」と釋すが、朱徳熙、饒宗頤、李零、何琳儀など、肉偏と「束」から成ると見て(三体石經「束」字と同形)、「𦥑」=「𤇼」(𦥑):「瘠」と釋し(『説文』「𦥑, 瘦也, 从肉脊聲。𤇼, 古文𦥑, 从宀束, 束亦聲」), 更に『公羊伝』莊公二十年「大災者何, 大𦥑也, 大𦥑者何, 痢也」何休注「𦥑, 病也, 齊人語也, ……痢者, 民疾疫也」によって「病」「漬」(死)の意味と考える。陳久金は「𦥑」→「跡」で、聘問の義とするが、その議論は明瞭を欠く。これに対し、劉信芳は字を「宀」に従うと見て、直接「𤇼」と釋す。確かに楚文字の「宀」に従う字にはこの字の偏旁に近い例もある(例えば包山楚簡243簡、郭店楚簡『老子』甲36簡の「疠」(病)など)が、一般には区別があると考えるべきであろう。

## IX月

【題】玄司昧(秋)。

【文】曰，玄，可[㠭](以)[𦥑](築)……囮，……以上第一行吁□□遲(徙)乃……𠂔……。以上第二行

「玄司昧」 IX月の月名は『爾雅』でも「玄」を作る。玄月は『国語』越語下にも見える。劉信芳はこの字を「糸」と釋す。これはもともとは「糸」=「絲」=「茲」→「暮」で、秋の神である暮収(『禮記』月令・季秋「其帝少皞, 其神暮収」)を表していたのだが、誤って「茲」と伝承され、それが「玄」となったという判断である。

「曰，玄，可[㠭][𦥑](築)……囮」 「𦥑」字は「竹」旁しか残らないが、他の月の文から見て、バーナードほか諸氏が「𦥑」(築)と推測するのがもっともである。李零、李學勤、何琳儀、饒宗頤(1993)はその下に「室」を補う。曹錦炎は「可」の上に「不」を補うが、根拠は不明、陳久金は月令・孟秋「脩宮室, 坏牆垣, 補城郭」に一致するとする。

「……吁□□遲乃……𠂔……」 第二行一字目の「吁」を饒宗頤(1993)、曹錦炎は「可」と釋し、曾憲通(1993, 19頁)は「可」の異文と推測、李零も辺文XI月一行目「可」字との比較から「可」であることを示唆するが、ここでは明瞭に「吁」に作られている。但し「可」字の誤写と主張することは可能である。

「遲」:「徙」については八行文一行目ならびに包山楚簡250簡参照(林灝「談包山楚簡札記七則」,『江漢考古』1992-4, 83頁, 池澤2002, 526頁)。饒宗頤(1993)は字を「遲」=「尾」と釋して、星辰の尾宿のこととし、睡虎地『日書』乙100壹「十月, ……尾, 百事凶, 以祠, 必有斂, 不可取妻, 生子貧」を引く。陳久金は「遯」=「桷」と釋し、屋椽と読む。しかし、何琳儀(1989)が遷移すれば咎ありの意味とするのが簡明であるのに及ばない。

本条で一番問題になるのは、諸氏指摘するように、一行目最後の「凶」、二行目最後の「咎」が倒置されていることである。のみならず「咎」字の形態から、ここは表裏逆に貼られていることが分かる。バーナードは「凶」「咎」は交換して読むべき(つまり「凶」が二行目最

後、「咎」が一行目最後) と言うが、これは勘違いであり、表裏逆・天地逆ならそのままの順序である。当然表装した時の誤りであろうが、写真を見た印象では逆に貼り込んだというより、布が折り返されているように見える。

## X月

【題】易口[義?].

【文】[曰]，易，不黠(毀)事，可……以上第一行折，敍(敍)故(去)不義于四……。以上第二行

【訓讀】曰く、易、毀事せず、……べし。不義を四…に敍去す……。

「易口[義?]」 X月は『爾雅』では「陽」，辺題の字は損壊が著しいが，文から「易」と確認できる。何琳儀，曹錦炎は月令・仲冬「命之曰暢月」(鄭注「暢猶充，大陰用事，尤重閉藏」)を引いて「易」＝「陽」は「暢」の義とし，更に曹氏は楚は南方の国なので，一ヶ月の誤差は不思議ではないと言う。劉信芳は「易」→「狼」とし，それは夏小正・十月の物候「豺」(「豺祭獸」)を表すとする。

辺題最終字を饒宗頤，李零，劉信芳は「羗」，何琳儀，曹錦炎は「義」と釋す。文はかすれて殆ど見えない。李零は辺文二行目「羗」(「義」字のこと)と形が異なると言うが，筆者には「羗」よりも「義」に近いように見える。

「[曰]，易，不黠事，可……」 饒宗頤，劉信芳は「不」字の下に一字の欠文を認め，李零(1988)はそれを「可」字であるとする。確かに帛書の現状は「不」「黠」の間に間隔があるが，一行目「事」字と二行目「義」字，一行目「黠」字と二行目「不」字は並んでおり(二行目「不」は字の中央で切断されているが，その貼り合わせは正確であるように見える)，その並び方からは欠文を認める余地はなくなる。

「黠」字については，「火」の義(『説文』)で，冬は五行配当で水だから「不火」であるとする連劭名を除き，「毀」とすることで諸氏同じであるが，饒宗頤は『周禮』牧人「外祭毀事」杜子春注「毀謂副辜侯禳，毀除殃咎之屬」(鄭注引)を引いて災いを祓う儀礼と理解し，何琳儀は『國語』周語中「晉侯使隨會聘于周，定王享之餚蒸，原公相禮，范子私於原公，曰，吾聞王室之禮無毀折，今此何禮也」によって，犧牲の牲体を解体することと解し，曹錦炎は字のままに破壊・解体として理解する。饒宗頤，劉信芳が指摘するように，睡虎地『日書』毀棄篇(甲111～113正壹)には「八月，九月，十月，毀棄南方，……援夕，刑尸作事南方……」とあり，「毀棄」は「作事」(建築作業)の反対語で用いられている。『日書』甲110正壹には「作事，二月利興土西方……」とあり，「作事」は建築作業の意味であるから，「毀事」は建物の遺棄や遷移を意味すると考えることができよう。

「折，敍故不義于四……」 二行目第一字は林巳奈夫以来「折」と釋され(『説文』「折」の籀文と一致)，饒宗頤は「誓」：「告」として読み，劉信芳は「折」→「製」として読んで，睡虎地『日書』甲13正貳「秀日……寇(冠)，掣(制)車，折(製)衣常(裳)・服帶，吉」に相当すると考える。李零，曹錦炎，陳久金，連劭名は「可[以]折敍」で句とし，曹氏，連氏は「折」：「斷」として読む。

「敍」字を饒宗頤，李零，李學勤，劉信芳，陳久金は「敍」：「除」と解し，何琳儀は「敍」

= 「捨」（「女」 = 「ヰ」という理解），曹錦炎は「敍」 = 「叙」：次第，次叙と読む（つまり「可以折敍」を順序を断つべしと読むのだが，不明瞭である）。連劭名は「敍」 → 「圉」：圉圏で，「折敍(圉)」とは訴訟を決裁することとする。「敍」字は郭店楚簡『尊徳義』3簡にも見え，「敍」と読むことで問題はなく，「敍」は包山楚簡211，229簡に災禍を解除する儀礼の意味で用いられる。

「故」字は「鼓」と釋す高明を除き，字釋での分岐はないが，「去」と読む李零，李學勤，何琳儀，劉信芳，陳久金のほか，饒宗頤は「去」 → 「歛」とし（よって「敍故」は駆除の意味），曹錦炎は「去」 = 「却」で退けるの義とする。

「義」字について，饒宗頤，李零は「叢」と釋し，「義」に通じるとするが，「弗」に従うのではなく，金文の者汎鐘や沇兒鐘の「義」字（『金文編』，833頁）と比較すれば，この字の「我」の要素は簡略化されたものであることがわかる。「不義」を李零（1988）は「不宜」，即ち凶災と理解し，上文「敍故(除去)」を月令・季春の「穠攘」に相当する災いを祓う儀礼とする。この一句を睡虎地『日書』甲5正貳「害日，利以除凶厲，兌(斂)不羊(祥)」，乙249「甲失火，去不恙(祥)」に当たるとする劉信芳も同じ理解である。充分可能な説であるが，饒宗頤が言うように，XI月「瘳(戮)不義」と比較するなら，十・十一月は不義の輩を攻めるべき時である可能性の方が高いであろう。曹錦炎が言うように，「四」の下には「国」または「方」のような字があったのだと思われる。陳久金は「去不義」が月令・孟秋「專任有功，以征不義，詰誅暴慢，以明好惡，順彼遠方」と一致するとして，帛書が夏暦でないことの傍証とする。

## XI月

【題】姑分長。

【文】曰，姑，利讞(侵)伐，可呂(以)攻城，以上第一行可呂(以)聚衆，會者(諸)侯，型(刑)首以上第二行事，瘳(戮)不義。□以上第三行

【訓讀】曰く，姑，侵伐するに利し，以てを城を攻めるべく，以て衆を集め，諸侯を會し，首事を刑し（または，首事を刑(法)め），不義を戮すべし。

「姑分長」 XI月の月名は『爾雅』では「辜」，饒宗頤は「辜」は「事」に形が近く，「形」「故」の意味で，“十一月陽生，欲革故取新”を表すのだという。更に新訂版（1993）では「長」は二十八宿の一つであり，十一月（子）とは正反対の午に属す「張」宿のことであり，「分長」とは天球を二つに分けることだという（言うところは明瞭ではないが，「姑は張と分く」と読むということだろうか）。何琳儀は「分長」とは「分張」，即ち分布のことであるとし（『文選』檄蜀文「巴蜀一州之衆，分張守備」），李零（1988）はそれを承ける形で，辺文にいう挙兵を言うものとする。陳久金はXI月辺文で言うところが善悪長短を分ける点にあるのと相応するのではないかと推測する。林巳奈夫は「分」 = 「扮」：「握」「并」で，辺文の内容から“長（諸侯の長）の地位を掌握する”と読む（1967，202頁）。劉信芳は湯炳正の説（書簡）によって「姑」 → 「家」 → 「歛」 = 「麅」で鹿の属であり，「分」：「別」「解」で，「長」は長いもの，つまり角であり，XI月の図像は鹿を表し，「分長」は鹿の角が抜けるという意味

として、夏小正・十一月「隕麋角」、『説文』「麋冬至解角」とあるような物候と一致させる（もっとも劉氏が引用する湯炳正の書簡は「姑」（麋）が「麋」には結びつかないことを認めている）。連劭名は「分」＝「氣」（『説文』「氣，祥氣也」）で、「氣長」とは祥瑞の気が上騰することと解する。

「曰，姑，利戰伐，可召攻城」 「利」字について、バーナード、李学勤は「木」に従うとするが、李零が「禾」に従うとするのが正しい。「戰」は「侵」とすることで異論はなく、諸氏は『易』謙「六五，不富以其鄰，利用侵伐，无不利」や睡虎地『日書』乙62簡「徹，大徹，利單（戰）伐」を引く。「攻城」について劉信芳は『日書』甲40簡「蒿，……利弋鼈（獵）・報讎・攻軍・韋（圍）城」、乙43壹「衝日，可以攻軍・入城」を引く。

「可召聚衆，會者侯」 この部分と類似する表現として研究者が引用するのは、月令・孟春「母聚大衆，……不可以稱兵，稱兵必天殃」、季夏「不可以合諸侯，不可以起兵動衆，毋舉大事」、仲冬「土事毋作，慎毋發蓋，毋發室屋及起大衆」（劉信芳、陳久金は月令・仲冬の記載が帛書XI月と一致しないと指摘する）、『日書』甲5正貳「害日……以祭，最（聚）衆必亂者」、甲8正壹「卯，會衆，其後必有子將弟也死有外喪」などである。

「型首事，戮不義」 「首」字について、林巳奈夫、バーナード、饒宗頤、何琳儀、曹錦炎は「百」と釋す。「首」と釋すのは商承祚、嚴一萍、高明、李零、李学勤、連劭名、曾憲通（1993, 52頁）、劉信芳、陳久金である。饒宗頤（1993）は『日書』乙89壹「參，百事吉」、乙90壹「東井，百事兇（凶）」とあることを傍証とするが、「百」字は八行文四行目、七行目、十三行文十一行目にもあり、八行文七行目が不明晰でないのを除くと共に「𠂔」に作り、ここの字が「𠂔」に作るのとは違ひすぎる。もっとも楚文字の「首」が一般に「𠂔」に作る（滕壬生, 713頁）のも一致するとは言えないのであるが、「百」よりは「首」に近いと考えるべきであろう。曾憲通は一般に「百」字の中間の横画は平行であるのに対し、ここでは左高右低であると指摘している。

「型」＝「刑」と釋することは異論ないが、バーナード、饒宗頤は「刑」：「法」とし、何琳儀は「刑」：「成」として（根拠は『廣雅』釋詁）、「成百事」を月令・仲秋「百事乃遂」（注「遂，猶成也」）と読む。高明は「刑」を“刑罰”とし、斬首の執行を言うものとする。李零は『吳越春秋』卷五「今年七月辛亥平旦，大王以首事……」を引用して「首事」を「舉事」の義として“首謀者を罰する”と読み（Li and Cook, 1999参照），ほぼ同様に曾憲通も事を始めた者に刑罰を執行すると読み、劉信芳も『史記』項羽本紀「陳王先首事」を引いて、「首事」は頭領して大事を挙げることとし、更に信陽長台簡楚簡1-01簡「羨（賤）人奢（格）上則型（刑）戮至」によって、ここの「刑」は下文「戮」と同じであるとする。「刑首事」を“首事を刑す”と読むのは完全に可能であるが、「刑」を「法」「治」、「首事」を舉事、首謀と理解しても、意味が通らないわけではない。

「戮」も「戮」と釋することで異論なく、饒宗頤は「殺」と読む。「不義」については前引したように、月令・孟秋に「以征不義」とある他、同月に「戮有罪，嚴斷刑」とある。

【文】[曰], [蒼], ……以上第一行□鉸(敍), 不可呂(以)[攻?]……以上第二行□……。以上第三行（または, [曰], [蒼], ……可呂(以)[攻?]……以上第一行□鉸(敍)不……以上第二行□……。以上第三行）

「蒼司冬」　『爾雅』では月名は「涂」，饒宗頤，何琳儀は『周禮』誓族氏・鄭注に「茶」，『玉燭宝典』に「塗」に作ると指摘，「蒼」は繁文であるとする(103, 116頁)。劉信芳は「蒼」は「余」声で，「禹」に通仮するとして，『山海經』海外北經「北方禹彊，人面鳥身，珥兩青蛇，蹠兩青蛇」とある，北方の神，禹彊であるとする。

「[曰], [蒼], ……□鉸(敍)不可呂(以)[攻?]……□……」　この部分は表装の誤りが著しく，行詰めを含めて復元は困難である。明瞭に確認できるのは「鉸」，その下の「不」の左半，その下少し右にずれて「可」の上半（45度左に傾く），更に右にずれて「呂」，この四字は間違いない。「呂」の下の字跡を饒宗頤，李零，高明，李學勤，何琳儀(1989)，連劭名，陳久金は「攻」と推測，確かにないが，可能性はある。それ以外の字跡は，先ず「鉸」の上に一つ，その左に墨痕らしきものが一つ，「呂」の右に残画一つ，「攻?」の左に残画一つ（バーナード，饒宗頤は「爻」，李零，陳久金は「爻」と推測），その下，樹木の図と接觸する形で字跡かと疑われるものがある。バーナードは「呂」の右の残画を「曰」と推測，その下に「蒼」を補って，「不可呂攻」に続け，「鉸」は次の行の冒頭であるとする（「曰[蒼]不可呂攻……鉸……」）。これに対し，饒宗頤は「鉸」上の墨痕を「曰」と推測，「曰鉸不可呂攻……[城]」と続け，「鉸」は「蒼」の異体であるとする（新訂版(1993)では「曰鉸不可呂攻……[城]……鉸」とするが，これは何かの間違いであろう）。バーナードとほぼ同じ処理を行うのが高明，李學勤，何琳儀であり，饒宗頤とほぼ同じなのが李零，連劭名である。何琳儀(1989)，劉信芳は「呂」の右を残画を「曰」，その下が欠文で，次の行の「鉸」に至り（「曰[蒼]……鉸不可呂攻……」），曹錦炎もそれに近いが，「鉸不」と「可呂」は別の行であるとして「曰[蒼][不]可呂攻[城]□鉸不……」と復元する。陳久金は「曰蒼不可呂攻……」とするが，「鉸」をどう見たのか不明である。

先ず指摘すべきなのは，「呂」右の残画を「曰」とするのは正しいが，これはXII月辺文の一部ではないということである。というのは，そのすぐ上には二本の尾のようなものがあり，これは明らかにIV月の図像（二匹の絡み合った蛇）の一部である。よって，「曰」字の部分は本来IV月の位置にあるべきものが誤ってここに貼り込まれたのである。次に饒宗頤が「鉸」上の一字を「曰」として，「鉸」は「蒼」の異体とするのも，他の月の事例において辺題の月名と辺文の月名が完全に一致することから，可能性が低いといわなければならず，何琳儀，李學勤が「鉸」はX月の「鉸」字と同様，「除」または「叙」と読むのが当たっていると思われる。つまり，XII月辺文は冒頭が完全に欠落しており，現存の文は「……鉸不可呂[攻]……」または「……可呂[攻]……鉸不……」のどちらかであると結論できる。

## 考察

以上のように子彈庫帛書辺文は文章には一定の体例があり，また多くは単純な文であるのだが，文字通り帛書の辺にあるため，文字の損壊が大きく，それが内容の理解を妨げている。ただ，全体としての性格を伺うには充分であり，即ち冒頭で言及したように，辺題は月名一文字と各月の

内容を簡略にまとめた二文字の標題からなり(以上の整理から辺題は三文字連読するのではなく、月名(一文字)十二文字とすべきことがだいたい明らかになったと考える), 辺文は各月になすべきこと、なさざるべきことを配置することで、一年(四季・十二ヶ月)という時間構造を表示するものであると言える。その意味で、八行文・十三行文に較べると思想的な意味での面白味に欠けるとも言えるが、帛書全体が作成された背景を知る上では重要な材料であるとも言える。以下、その点を略論して結論に代えたい。

そもそも子彈庫帛書がどのような性格の文書であるのかについては多くの説がある(従来の説の要約・分類は陳茂仁、300~301頁参照。本稿では紙幅の関係で個々に論及しない)が、特に辺文に注目するなら、大別して二つの見方が有力であると言える。一つは月令類(『管子』幼官・五行・四時篇、『淮南子』時則訓、『呂氏春秋』十二紀、『禮記』月令)に近いものと考える、陳夢家、林巳奈夫、曹錦炎、陳久金、陳茂仁らの説であり、もう一つは『日書』と類似する占い用の暦と考える饒宗頤、李學勤、李零(特に1993、第三章)らの説である。この二つの説の分岐は、帛書を統治を主題とする文献と捉えるのか、日者のような職業宗教者の伝統から生まれた文献と捉えるのか、という点にある。

この点を考えるために、辺文の内容を主題ごとに分類・整理してみよう。

辺文内容整理表

月	軍事・刑罰	建築・土木	娶嫁	祭祀	生産	その他
I 取	作□北征, 率有咎, 武 □□其歎				駁則至, 不 可以□殺(娶 嫁の可能性も ある)	壬子・丙子, 凶(吉 凶?)
II 女	可以出師	可以…築邑	不可以嫁女, 取臣妾…不火 得, 不成			
III 秉			…妻…(?)		…畜牲…	
IV 余	不可以作大事(軍事と土木 の両方にわたる)		娶女, 爲邦笑	少旱其□, □龍其□(祭 祀と生産の両方?)		
V 故			娶□□, 爲臣 妾	不 可 以 享 祀, 凶		薦率□得以匿, 不見 月在□□。(不明。軍 事の可能性あり)
VI 虧	不可出師, 水師不復, 其□其復, 至于它			大□, 不可 以享		
VII 倉		不可以川(穿)				有大不順于邦, 有梟 入于上下(統治)
VIII 罷	不可以出師, 瘠不復, 其	不可以築室	娶女, 凶			

	邦有大亂				
IX 玄		可以築…凶			…吁□□徙乃…咎… (遷移?)
X 易	敍去不義于四…	不燬事，可…折（廢棄？）			
XI 姑	利侵伐，可 以攻城，可 以聚衆，會 諸侯，刑首 事，戮不義				
XII 荎	…□敍，不 可以攻…				

これを見ると、辺文が各月の忌避として挙げる分野が極めて限定されていることが分かる。一番分量が多いのが軍事関係であり、土木・娶嫁、祭祀がこれに次ぐ。土木・娶嫁、祭祀の吉凶は『日書』に頻出するテーマであり、その点では『日書』と共通するが、土木の中でも「不可以川(穿)」は大衆の動員を必要とするだろうし、「有大不順于邦、有梟入于上下」も統治と関わるので、辺文の大部分は為政者の行為・決断に関わることになる。勿論、『日書』に軍事や統治に関わる文言が少ないとは決して言えないが、月令との類似性は確かに存在すると見なければならない。特にX月「敍去不義于四…」とXI月「可以聚衆、會諸侯、刑首事、戮不義」は君主の行為であるとしか思えない。

一方、辺文が月令と最も異なるのは農業への言及にある。月令が本質的に君主の統治行為についての文献である以上、農業の政令や収税などは重点的に描写されている。辺文にはその点への言及があまりにも希薄である。上の表には生産として三項目を分類したが、「駁則至、不可以口殺」と「少旱其□、□龍其□」は可能性にとどまり、確実なのは一項目しかない（しかもそれは「畜牲」、牧畜である）。このことは辺文は月令としては全く実効性がない文章であることを意味する。既に多く言及したように、辺文の文言は『日書』と共通するものが多いことも、それが月令よりは『日書』に近いことを支持するであろう。特に「侵伐するに利し」は占いの文言以外の何者でもない。

辺文が国家行為の指針として実効性がないことは、軍事の項目に関しても言える。軍事が明瞭に可とされるのはII、X、XI月のみであり、これでは戦乱の続く戦国時代において説得力はなかったはずである<sup>(1)</sup>。実は、このことは辺文を占いのマニュアルと考える場合にも、そのままあてはまるのである。例えば、VIII月を「不可以築室」とするなら、その1ヶ月は全く建築ができないことになり、不便極まりない。『日書』では一ヶ月丸ごとを単純に規定するのではなく、或る月の限定された日に限って「可」「不可」を命じるのである（例えば睡虎地『日書』官篇(乙80～107壹)など）。辺文は占いのマニュアルとしても実効性がないものと考えざるを得ない。

つまり、帛書執筆者は国家行爲（軍事）を辺文の中心に設定しながらも、実際の為政の視点を持っていない。占い書（日書）と共に要素から文が構成されていながら、占い書としての実

用性を持たないのである。この状況をどう考えればいいであろうか。筆者は次のように考えるのがもっとも整合的であると思う。

辺文の個々の文言が『日書』と一致するものが多いことは、それを作文した者が占いの伝統、即ち職業的宗教者の伝統に身を置いていたことを意味する。しかし、辺文は実用的な占いのマニュアルとして作文されたのではない。占いをベースとしながら、各月を特徴づけるような占文を整合的に配列し、八行・十三行文でテーマとなっていた時間（＝空間）の構造を視覚的に図示するために書かれたのである。多岐にわたる占いの文言を一ヶ月につき二・三行にまとめるとしたら、表現はある方針（“理論”）に基づいた、偏ったものとならざるを得ない。作文者はその方針を国家（楚国?）に求めた。そこで、占文の中から国家行為の視点から各月を特徴づけるような文言が集められた。その過程で、作文者が月令の類を参照したということがあったかもしれないが、それは分からぬ。

以上のように考えることができるとすれば、帛書は職業的宗教者が書いたものではあるが、単純に占いの思想を表現するのではなく、占いの伝統の中で蓄積された思想を国家（為政）の視点から再構成したものと想定することができるであろう。

## 注

- (1) もっとも月令でも軍事は秋のみ可とされるので、この点で大差があるわけではない。ちなみに、辺文がII, X, XI月のみ軍事を可とする（つまり一般に冬には可、春は少なくとも仲月には可）のは、月令のそれにも類比できるような一定の“理論”が存在していたことを示唆するものである。帛書辺文に言うところの各月の禁忌が月令と一致もしくはずれていることを論じることには一定の意味はあるが、その“理論”がどのようなものなのか明らかでない状況においては、それ程有効な結論は導けないであろう。